

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
平成20年 5月21日付け付議第 4号事件
平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件

準備書面(11)

平成20年9月3日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1618

FAX 03-5568-1619

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

吉 田

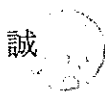


総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉 浦

誠



電波政策課企画官

野 水



電波環境課電波環境推進官

黒 澤

昭



電波環境課電波監視官

大 泉 雅



総務大臣は、本準備書面において、周囲雑音の意味等について主張するとともに、申立人らの平成20年6月25日付け準備書面（5）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 「周囲雑音」の意味について

平成20年6月24日付け準備書面（8）の第4の2で述べているとおり、総務大臣は、「周囲雑音」として、自然雑音に人工雑音を加えた、現にPLC機器が利用されている場面に存在する雑音を周囲雑音と定義しており、放送波や通信波も、それを利用していない者にとっては単なる雑音に過ぎないことから、これを「周囲雑音」に含めている。

電波障害等の分野でいう「雑音」とは、「電磁妨害波」、すなわち、「機器や装置、システムの性能を劣化させるおそれがある電磁的現象」（乙116号証2ページ）のことである。「電磁的現象」とは、「電圧・電流の変化」や「電波」を意味するが、本件においては、「電波」と同義であると解して差し支えない。

卑近な例を挙げると、ラジオ受信機等で放送を受信している場合、目的の放送波以外の電波を受信したとき、人間の耳に「ザーッ」といった雑音が知覚されることがあるが、この場合に知覚された雑音の原因となる電波が電波障害等の分野でいう「雑音」にはならない。

この「雑音」には「自然雑音」と「人工雑音」とがある（乙116号証3ページ）。

「自然雑音」とは自然現象によって発生する雑音（すなわち電波）であり、例えば、落雷によって発生する電波、空中に存在するちりや砂、雨や雪などが接触することによって発生する電波、宇宙から飛来する電波などがこれに当たる（乙116号証4ページ、乙117号証33ページ以下）。

「人工雑音」とは、人工的に作られた機械、器具などから発生する電波である。電気・電子回路を用いた機械・器具は、無線機のように積極的に電波を発生させる機器や電子レンジのように電波を発生させてそのエネルギーで食品を加熱する機器だけでなく、例えば、スイッチのオン・オフ、蛍光灯などの放電、扇風機や洗濯機などのモータの回転などによっても電波を発している。したがって、ほとんどすべての電気・電子機器は、それを作動させることによって人工雑音の発生源となる。特に、パソコンやプラズマテレビ、DVDレコーダなどに代表されるデジタル機器は、パルス信号を使用しているため、広帯域に渡る人工雑音を発生しやすい。また、ラジオやテレビの放送局からの電波は、その電波を受信しようとする者以外にとっては雑音であるし、アマチュア無線を含むその他の無線局の通信波も、当該無線通信を行う者以外の者にとっては雑音となる（乙116号証4ページ、乙117号証35ページ以下）。

このように、わが国の国民が、現代において一般的な生活を営むに当たっては、これらの雑音にとりかこまれているといえることができる。アマチュア無線機器もラジオ受信機も、このような雑音環境の中で使用されており、その性能は、周囲雑音によって制限されている（乙4号証39ページ）。

なお、雑音は、以上説明したその発生原因からも分かるとおり、周波数により、場所

により、また、時間により、その大きさが大幅に変動するものであり、常に単一の値を示しているわけではない。

このことを踏まえれば、わが国におけるP L C機器の典型的な利用形態を考慮し、どのレベルの周囲雑音を代表値として想定するかという問題については、その代表値選定に一定の合理的な根拠があり、かつ、採用した代表値が明らかに不当と評価し得るものでない限りは、これに基づく本件技術基準の合理性を否定するものとは解し得ないところ、代表値選定については、住宅環境については乙4号証97ページ(2)、その他の環境については乙4号証16ページ3. 1. 1項を見れば、合理的な根拠に基づいていることが明らかであるし、採用した代表値についても、住宅環境については乙4号証97ページ(2)、その他の環境については乙4号証17ページ表1のE pの欄に掲げている値を見れば、十分な妥当性を有していることもまた明らかである。

第2 電波法第101条で準用する同法第82条第1項の適用について

電波法第101条で準用する同法第82条第1項は、「総務大臣は(略)設備の所有者又は占有者に対し(略)命ずることができる」旨の規定となっている。本件でいう「設備の所有者又は占有者」とは、P L C機器の所有者又は占有者のことである。すなわち、この規定は、本事件に即していえば、「総務大臣は、P L C機器が副次的に発する電波又は高周波電流が無線局の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、当該P L C機器の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる」旨ということになる。

したがって、例えば、総務大臣は、無線局の免許人から自局の運用に継続的かつ重大な障害を受けている旨の申告を受けた場合、当該障害を与えている原因が型式指定を受けたP L C機器であれば、その所有者又は占有者に対し、障害を除去するために必要な措置をとることを命ずることができる。具体的には、無線局の免許人から、管轄の地方総合通信局に申告された障害報告を受け、総合通信局が事実確認等を実施し、当該障害を与えている原因が型式指定を受けたP L C機器であり、電波法第82条第1項に規定する継続的かつ重大な障害を受けていることが確認できれば、総務大臣名で、当該P L C機器の所有者又は占有者に対し、所要の措置命令を発出することができる。

より具体的に説明すると、総合通信局は、まず、無線局の免許人から受け付けた申告の内容について、申告原因の究明のための調査の要否について審査を行う。審査の結果、調査を行うこととした場合には、当該無線局の運用に障害を与えている原因を調査することになる。当該原因がP L C機器であれば、その発する漏えい電波の電気信号波形には特徴があることから、その障害原因である電波を受信し信号の波形を測定器で観測することによって、P L C機器が原因であるかどうかの鑑別は、ある程度可能である。また、当該電波を受信機で受信したときの受信音(雑音)も特徴があることから、当該電波を受信機で受信した受信音(雑音)を担当官が聴守することによっても、ある程度の鑑別は可能である。その結果、障害の原因がP L C機器からの漏えい電波である可能性がある場合には、次に、近隣家屋の管理者又は所有者の協力も得て、当該電波の原因となっている機器の所在を探索することとなる。この点、P L C機器が原因であれば、その発する漏えい電波は局在的で、指向性を持つアンテナ(アンテナの全方向に均一な受

信感度を持つのではなく、特定の方向について強い受信感度を持ち、その他の方向の受信感度は悪いアンテナ)等を用い、その測定位置を様々に変化させて漏えい電波の測定を行うことによって、原因となる機器が設置されていると思われる家屋を特定することは可能である(この手法は、基本的に不法無線局の所在を調査する場合と同様である。)。このようにして原因家屋を特定したあとは、当該家屋の管理者又は所有者から事情聴取をして障害の原因となる設備の所有者又は占有者を特定し、その者に対して、混信等を除去するために必要な措置をとるべきことを指導することになる。

この指導を行ったにもかかわらず、引き続き障害が継続している場合であって、障害の原因となる設備の所有者又は占有者が障害を除去するために必要な措置を行っていない場合には、総合通信局長は、電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定に基づき、混信排除措置命令書により、当該設備の所有者又は占有者に対し、障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることになる。

当該設備の所有者又は占有者が当該命令に違反した場合には、罰則の適用も含めて、法的措置を検討することになり、電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定に基づく命令違反事件(罰則は、同法第113条第21号の規定により、30万円以下の罰金。)として取扱い、所轄の警察等に告発を行うことを検討することになる。

法制度としては以上のとおりであるが、本件PLCの導入に当たり、この規定の施行を確保するために留意すべき事項として、以下の2点が想定された。

- PLC機器の所有者又は占有者が本規定の存在を知らず、自らに措置義務があることを認識していない可能性が高いこと。
- PLC機器の所有者又は占有者は一般消費者であって無線の専門家ではないことが多いことから、総務大臣から措置を命じられても、どのように措置すればいいのかわからない可能性が高いこと。

そこで、総務大臣は、本規定による電波監理の効果的な施行を確保するため、PLC機器の型式指定処分の際、型式指定処分申請者に対し、乙82号証の書面を交付し、機器購入者に対して本規定の存在を周知すること、(障害が発生した際に、障害を除去する当座の措置として)PLC機器の機能停止の方法、障害発生時の製造業者等における受付窓口等を取扱説明書に明記すること、万一障害が発生した際には、製造業者等として、その除去に積極的に協力することについて、行政指導を行っている。

これを受けて、製造業者等においても、販売する機器の用途に応じ、必要な周知等を顧客に対して行っている。一般消費者向けの製品についていえば、その取扱説明書などに必要な記載を行うとともに、顧客からの照会に対応する窓口を設け、その連絡先についても取扱説明書に記載するなどして周知を行っている。例えばパナソニックコミュニケーションズ株式会社製BL-PA300(型式指定番号第HT-07005号。その型式指定申請書及び取扱説明書は乙106号証として提出済み。)についていえば、その取扱説明書の12ページに「本製品は、アマチュア無線、短波放送、航空無線、海上無線、電波を使用した天文観測などと同じ周波数を使用した高周波利用設備であり、これらの無線設備の近傍で使用した場合、これらの業務妨害となる可能性があります。もし、継続的かつ重大な妨害の原因が本製品であると確認された場合は、電波法に基づき

妨害を除去する必要な措置をとることを総務大臣から命じられることがあります。」、
「P L Cアダプターの停止措置が必要になった場合は、すべてのアダプターの電源プラグを電源コンセントから抜いてください。その後、お買い上げの販売店またはお客様相談センターへご連絡ください。」旨の記載を行うとともに、社内に受付窓口（前記「お客様相談センター」。同40ページ以下に所在地及び連絡先電話番号を記載。）を設置して購入者からの相談対応に当たっていると承知している。また、事業所向けの製品については、P L C機器の製造業者から機器を設置した事業所に対し、当該製品の設置工事時などに必要な事項の周知を行っていることを承知している。

このように、総務大臣は、法令に所要の規定を整備するのはもちろんのこと、必要と思われる行政指導等を行い、法令の規定の効果的な施行を確保するために最大限の努力を行っているものである。

なお、平成20年7月2日に行われた前回審理において、申立人代理人から、総務大臣が準備書面（8）の第4の2などにおいて主張した障害発生時の調整について、障害発生の原因者と障害の被害者が同一人のときのみ可能な措置であり、それが別の者であれば実行不能である旨の陳述がなされた。しかし、当該調整は、準備書面（8）第4の2（9ページ）で例示したとおり、アマチュア無線局の発射した電波が、隣家のテレビに混入して受信障害を起こしたときに、当事者間で、すなわち、障害の原因者であるアマチュア無線局免許人と、まったくの他人である障害の被害者たる隣家の住人との間で行われるごく常識的な調整と同様である。また、物理的に実行可能であることは、上述したとおりである。しかるに、それを非現実的と断ずる申立人らの主張は、申立人らが障害の原因者となり無線局運用規則第258条等の規定により排除される側に立った際には、申立人らのアマチュア業務を一律に排除するのではなく他の業務と最大限共存させるべく総務大臣が行う各種の調整の利益を享受しておきながら、自らが被害者となる可能性がある本件に関して当該調整の利益を他人（P L C機器の所有者又は占有者）が享受することは容認しないという、一方的な態度というべきであって、かかる態度は電波の能率的な利用の確保を図ろうとする電波法の趣旨に反し、失当というほかない。

第3 申立人らの「実験」の評価について

総務大臣は、その考え方や測定結果について、申立人らに反論があれば反論することができるよう、その測定方法及び測定結果をすべて、書証（測定方法として乙94号証、測定結果として乙95号証、乙96号証、乙98号証ないし乙103号証、乙108号証ないし乙111号証）として十数例提出している。

他方、申立人らの「実験」については、実験結果の当否以前の問題として、その「実験」の考え方及び取扱いのみに限ってみても、例えば以下の点などについて当を得ていないものである。

1 測定の考え方について

甲76号証等において、尖頭値、準尖頭値及び平均値の換算式が示されているところ、これらの値の間の換算は、その波形に依存し、一般的には決められないと承知している。しかるに、申立人らは、この換算式によって、尖頭値の測定結果を準尖頭値等に換算している。これは、何ら合理的な根拠のない換算をしてい

ることにほかならず、失当といわざるを得ない。もし、申立人らがこの換算式を用いた「結果」による主張を維持するのであれば、①どのような波形を想定し、②当該想定から換算式をどのように導いたのかを、想定した波形を採用した理由とともに明らかにされたい。

また、申立人らは、平成20年2月8日の審理等において、プラズマテレビやインバータの雑音が観測されているため、その影響を除くべく、周囲雑音として測定した波形の最小値を採用した旨陳述しているが、このことは、様々な要因によってアマチュア無線に障害を与える雑音の変動が起こる中で、意図的にその影響を最小化した値を取ることにほかならないから、既存の無線業務に対する評価を検討する資料を得る操作としては、極めて不当な取扱いといわざるを得ない。その一方でPLC機器による漏えい電波の測定結果については、時々刻々変動する測定結果のいかなる値（最大値、最小値、中間値、平均値など）を採用したのか不明である。そこで、上記評価に当たっては、いかなる値を採用したのかを、その採用理由とともに明らかにすべきである。

総務大臣の測定においては、乙94号証に明記しているとおり、測定器として実効値検波モードを有するものを用い、20回以上の測定を行ったその平均値をもって、電界の値としている。これは、PLC機器動作時及び非動作時とも、すなわちPLC機器からの漏えい電波（周囲雑音を含む。）の測定時でも周囲雑音のみの測定時でも、まったく同じ取扱いである。まったく同じ取扱いとしなければ、有意な比較検討はできないと承知している。

なお、「実効値」とは、その振幅が時間の経過とともに変動する電気信号（交流信号）を一定の負荷（抵抗器）に加えたときに消費される電力と、振幅が時間の経過とともに変動せず一定の値である電気信号（直流信号）を同一の負荷（抵抗器）に加えたときに消費される電力とが等しくなったときの、当該直流信号の振幅の値のことであり、波形が不規則に変化し、周期性が乏しい本件のような雑音の強度を示すのによく用いられる値である。「実効値検波モードを有する測定器」とは、測定器に加えられた電気信号を、当該信号の実効値に比例した電圧の直流信号に変換し、その値を指示する測定器のことであり、不規則に振幅が変化する信号であっても、それに相当する実効値を直接的に正しく示すよう作られている。

2 結果の提示について

総務大臣は、その測定結果をすべて、測定した膨大な量の測定結果の数値データそのものと、視覚的な補助資料としてその数値データを不可逆な数値処理をすることなくそのままグラフ化したものとを合わせて、恣意的な操作をまったく行っていないものを書証（乙95号証、乙96号証、乙98号証ないし乙103号証、乙108号証ないし乙111号証）として提出している。また、その結果から得られる評価については、別途、準備書面（平成20年4月17日付け準備書面（5）のⅡの第1の1、平成20年6月4日付け準備書面（6）及び平成20年6月24日付け準備書面（9））をもって主張している。

しかるに、申立人らは、自らの測定結果については、測定数値そのものをまっ

たく示すことなく、不可逆な（すなわち、申立人らから提示されたデータのみからは、もとの測定結果が求められない）数値処理をしたあとの結果のみを提示している。これでは、数値処理の妥当性を確認することができず、1で問題とした考え方の不当な点と併せ、申立人らが提出した「結果」の当否を客観的に評価することができない。

3 結果の評価について

申立人らは、甲76号証等において、PLC機器からの漏えい電界について、通信時、非通信時ともに同等としているが、一般論としてこの評価が失当であることは、平成20年6月24日付け準備書面（8）の第4の5（12ページ）で述べたとおり、申立人ら自らが測定し提出した甲51号証と反することを見ても明らかである。なお、このことによっても、申立人らの測定結果の取扱いが失当であることが推認し得るというべきである。

なお、申立人らは、平成20年6月4日付け準備書面（4）17ページにおいて、申立人らが提案する共同測定の趣旨として、「両者の測定方法や記録した数値を、お互いに隠すことなく確認し合うためのもの」としているが、既に総務大臣はデータ（測定方法や記録した数値）をすべて開示している。その一方で、申立人らからは上記のとおり、はなはだ不完全な（測定したままのデータが再現できない形にした）「結果」しか提出されていない。

ところで、共同測定実施の当否及び仮に実施するのであれば、その方法等を検討するに当たり、事前に申立人らと総務大臣の各測定結果について、その方法及び結果の問題点等を相互に検討し、見解の対立する点を明らかにしておくことが不可欠である。

しかし、現状では、申立人らから十分なデータが提出されていないので、上記検討を行うことができない。

したがって、総務大臣は、少なくとも現時点においては、共同測定の必要性はないと思料する。

第4 申立人らの平成20年6月4日付け準備書面（4）第1に対する認否

1 「当事者に争いのない事実」について

(1) 認める。

(2) 「国は、漏えいする電磁波の強度が、いかなる場合にも、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えないように、技術基準を定めなければならない。」という趣旨であるならば、否認する。平成19年5月15日付け準備書面（1）18ページに記しているとおり、広帯域電力線搬送通信設備から漏えいする電波の強度が、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低くなるようにしているものであり、万一継続的かつ重大な障害を与えた場合の対処規定を併せ設けることによって、妥当な規制としているものである。

2 「国の主張」について

(1) 電磁妨害波の許容値設定に当たって、指摘の事項を基本方針としたことは認める

(平成19年5月15日付け準備書面(1)18ページ)。

- (2) 認める。ただし、これらの許容値の測定に当たっては、平成18年総務省告示第520号の規定に従って行う必要がある(電波法施行規則第46条の2第1項第5号(3))。
- (3) 認めるが、指摘のほか、測定可能な許容値とするために、コモンモード電流値を用いた規制としている(平成20年1月31日付け準備書面(3)8ページ5の(1))。
- (4) 認める。
- (5) 否認する。上記1の(2)のとおり。
- (6) 乙95号証及び96号証以外にも既に提出しているが、その点を除いては認める。
- (7) 認める。

3 「申立人らの主張」について

- (1) 争う。総務大臣が省令改正までに必要にして十分な検討を行ったことは、乙4号証から明らかである。

なお、申立人らの主張の根拠である「申立人らの実証実験」の妥当性については、第3で述べたとおり。

- (2) 争う。技術基準の依拠している考え方は平成20年6月24日付け準備書面(8)の第4の4(11ページ以下)に述べたとおりであり、事象を巨視的にとらえた理論によっている。
- (3) 測定結果そのものは提出したとおりであり、その一部の方向、一部の通信系統及び一部の周波数帯において周囲雑音レベルを上回る可能性があることは認めるが、そのことは、もともと他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低くなるよう基準を設定したものである以上、想定内の事象というべきである。
また、乙95号証及び96号証以外の機器の測定結果については平成20年6月24日付け準備書面(8)の第4の2の第1段落(9ページ)で述べたとおりであり、他の方式のものであっても、乙95号証等と同様の結果が得られている。
- (4) 争う。

第5 申立人らの平成20年6月25日付け準備書面(5)について

1 「第1」について

申立人らは、入手経路は不明であるが、日本国政府がITU(国際電気通信連合)に提出する文書の検討過程の案文(すなわち、当該文書の審議に参加する者のみに配付され、他の者に公開することを予定していない文書)を引用して、国が「周囲雑音よりも10dB-20dBも超過する漏えい電波が発生しうることを知っていた」ことを問題としているようである。

しかし、申立人らのいう「10dB-20dBも超過する漏えい電波」の測定結果は、既に、乙4号証(91ページ以下。例えば、甲99号証12ページ図A.6が乙

4号証93ページ図1に相当。)として提出しているものである。その意味するところも、乙4号証等に明記されているのであるから、申立人らが、殊更この点を問題視する意図は不明というほかない。

そもそも、申立人らが問題としている測定結果は、情報通信審議会情報通信技術分科会C I S P R委員会の審議過程において、当初提案された許容値案を満たす試作P L C機器による実測とその結果に基づく許容値案の見直し(乙4号証19ページないし20ページ)を行った際の試作機器による実測データである。すなわち、許容値の当初案の見直しを行う前のデータであって、このデータが問題であったからこそ、その問題点を解決すべく、乙4号証20ページに記載している許容値案の見直しを行ったのである。実測結果の考察については乙4号証91ページ以下、実測結果を受けた許容値案の見直しの内容については乙4号証96ページ以下に詳述しているが、乙4号証98ページ記載のとおり、P L C機器から漏えいする電波の強度が様々な環境において周囲雑音レベル以下になるよう、許容値案の見直しが行われているものである。

この測定は、同委員会において行った意見の聴取において、複数の意見陳述人から陳述された意見を踏まえて実施され、測定には社団法人日本アマチュア無線連盟の理事も立ち会った。また、測定結果の評価と許容値案の見直しは、同委員会及びその下に設置した小委員会において、同人も出席の上、十分な検討・審議の上で行われていることを付言する。

なお、I T Uに対してどのような提案を行うか等、I T Uに提出する文書の取扱方法については、本件異議申立ての範囲外であり、反論等は行わない。

2 「第2の1」について

(1)について、申立人らは、総務大臣が例示した失当点の一つについてのみ回答しているが、そもそも甲52号証が誤った理解を基点に理論構築している点(平成20年4月17日付け準備書面(5)のⅡの第2の第1段落及び第2段落(23ページ))について、申立人らは反論をしていない。よって、申立人らは、総務大臣が疑問を呈した甲52号証の記載内容の信頼性については、何らの釈明もしていない。

また、申立人らが、総務大臣の主張を「失当の極み」と表現している件について、甲52号証4ページ図6で問題となっている機器(パナソニックコミュニケーションズ株式会社製B L - P A 1 0 0。型式指定番号H T - 0 6 0 0 1号)は8M H z付近の周波数を信号伝送に使用しており、そのことはコモンモード電流の測定結果(乙118号証)において、8M H zから8.5M H zまでの周波数のコモンモード電流値はほぼ同じであり、例えば6M H z付近、7M H z付近及び10M H z付近のような大きな落ち込みが存在しないことを見れば明らかである。このことを踏まえると、甲52号証4ページ図6のような特性が得られる原因としては、本件測定を甲52号証の著者らが行った家屋内の電力線の特性が、8.5M H z(甲52号証4ページ図6でコモンモード電流値が大きく変化している周波数)を境として大きく変化していることが挙げられるが、これは通常は考えられない事象である。したがって、図6のような測定結果が得られるということは、一般的に、測定装置の設定等の不備により、

信号伝送を行っていない時間帯を測定したものであると推測したことから、準備書面（５）２３ページ記載のとおり指摘したまでである。にもかかわらず、甲５２号証の結果の正当性を申立人が主張するのであれば、当該機器を用いた測定においてそのコモンモード電流値の周波数特性が甲５２号証図６になることについて、端的には、８．５MHz等を境にコモンモード電流が大きく変化していることについて、その理由を合理的に説明されたい。

なお、甲５２号証の一部が誤りであるとして甲１０２号証を提出しているようであるが、この記載のみでは、甲５２号証のどの部分を申立人らが撤回するのか不明であることから、撤回する部分を、網羅的に示されたい。

（２）について、総務大臣が採用した考え方の概略は、平成２０年６月２４日付け準備書面（８）の第４の４（１１ページ）に述べたとおりである。「電力線上のコモンモード分布の最大値を制限しなくてはならない」などとはしていない。

３ 「第２の２」について

異議申立書の該当箇所の記述が失当であることは、平成２０年６月２４日付け準備書面（８）の第３の４（６ページ）に述べたとおりである。

４ 「第２の３」について

申立人らが主張しているような微視的な取扱方法からは有効な結論が得られないこと及び総務大臣が採用した巨視的な考え方の概略は、平成２０年６月２４日付け準備書面（８）の第４の４（１１ページ）に述べたとおりである。

５ 「第３」について

申立人らは、総務大臣の測定結果の評価を批判しているが、申立人らが「乙９８号証から、周囲雑音を超えている周波数を抽出し、その超過最大レベルを精査した」限りでも、申立人らが平成２０年６月２５日付け準備書面（５）の末尾に添付している表に記載されている８４の測定条件（表に挙げられているのは８７条件であるが、２３行目、２４行目及び７４行目は意味不明の記載であるため、除外した。）でかつ離散的な周波数しか「周囲雑音を超えて」はいないのである。それ以外の圧倒的多数の周波数や条件では、周囲雑音を超えていないことが分かる。

このうち、例えば、本表の１行目に記載されている２０MHz～２１MHzは、アマチュア無線局が動作を許されている帯域ではない（アマチュア無線局が動作を許される帯域は、電波法施行規則第１３条の２を受けた昭和５７年郵政省告示第２８０号による。現行の告示は乙１１９号証。）。本表の「周波数」欄における「２」という表記が２MHzちょうどのみを表しているもの、「２～３」という表記が「２MHzから３MHzまでの間」を表しているものと解すれば、１行目、２行目、４行目、５行目、７行目ないし９行目、１１行目、１３行目、１５行目、１７行目、１９行目ないし２１行目、２５行目、２７行目ないし３０行目、３３行目ないし３９行目、４１行目ないし４６行目、４８行目、５０行目、５１行目、５３行目ないし５８行目、６０行目、６２行目、６４行目、６７行目ないし６９行目、７２行目、７５行目、７８

行目ないし81行目、及び、84行目ないし87行目（以上、本表に挙げられている84条件中の57条件）に挙げられている周波数帯には、アマチュア無線局が動作を許されている周波数帯域は含まれておらず、アマチュア無線局の運用に障害を与えるとは考えにくい。また、短波帯の周囲雑音レベルは時間とともに十数dB程度変動するため、本表において周囲雑音より2～3dB程度超過していても、その原因がPLC機器からの漏えい電波によるものとは断定できない。さらに、受信障害は希望信号波と妨害波（周囲雑音にPLCからの漏えい電波を加えたもの）のレベルの比に依存するため、希望信号波のレベルが極端に低くなければ、PLC機器からの漏えい電波のレベルが周囲雑音を超えても直ちに受信障害が生じるとはいえない。

また、問題となるPLC機器を設置した家屋と、隣家にあるアマチュア無線局との位置関係は、隣接するアマチュア無線局が1局のみであれば、乙98号証等に挙げた8方向のうちのどれか1方向のみである。複数のアマチュア無線局が存在するとしても、当該無線局が存在する方向のみ検討すればよく、8方向すべてについて、同時に検討を行う必要はない。このことは、PLC機器を使用する通信系統や、アマチュア無線局が使用する周波数帯域についても同様であり、個別の障害発生事例について、障害が生じる特定の組み合わせのみを調整の対象とすれば、障害を回避することが可能である。

以上を踏まえれば、本表に挙げられている条件の中で、アマチュア無線局が動作を許された周波数帯に係る「超過最大レベル」が大きい順に見てみると、その最大が82行目の7.5dB、2番目が3行目の6.0dB、3番目が52行目の5.5dBでいずれもわずか1条件ずつであること、この程度の漏えい電波のレベルであれば、周囲雑音の変動に埋もれることを併せ考えれば、申立人らが在宅時に使用するアマチュア無線局の運用に障害が出る可能性がある条件は皆無であるという評価すらできる。さらにいえば、申立人らが本表で指摘している「周囲雑音を超えている周波数」は、例えば82行目の条件でいえば「20～28」MHzなどと幅を持って記載されているため、その「超過最大レベル」を記録した周波数がアマチュア無線局が動作を許された周波数帯である21.000MHzから21.450MHzまで又は24.890MHzから24.990MHzまでの範囲内であるかどうかは不明である。ここでは、当該周波数帯の範囲内であると仮定したが、この範囲外であれば、そもそも、アマチュア無線の運用には支障をきたす可能性がないのは明らかである。

なお、一般に、アマチュア無線は、隣家からの雑音を避けるよう、そのアンテナを隣家から離して設置したり、指向性のあるアンテナを利用するなどして、隣家由来の雑音を避けつつ目的の信号を受信することが行われていると承知しており、そのことを踏まえるならば、PLC機器が申立人らのアマチュア無線の運用に支障を与える確率は、さらに小さくなるということができる。